

改正

平成30年9月5日告示第135号

令和2年5月18日告示第118号

令和3年3月24日告示第31号

令和3年12月17日告示第165号

香取市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市と工事に係る請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している受注者が、融資制度を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号）第134条第1項ただし書及び工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定による譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅元請建設業者である契約の相手方をいう。
- (2) 融資制度 国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「国土交通省通達」という。）に規定された地域建設業経営強化融資制度をいう。
- (3) 工事 市が発注する建設工事をいう。
- (4) 工事請負契約書 香取市標準契約書（標準書式）に基づく建設工事請負契約書をいう。
- (5) 繰越工事 繰越明許費又は事故繰越しに係る工事で、工期が複数年度にわたるものをいう。
- (6) 繰越しが見込まれる工事 繰越工事となることが見込まれる工事をいう。
- (7) 契約担当部長 経営企画部長をいう。
- (8) 契約担当課長 経営企画部財政課長をいう。
- (9) 工事担当課長 工事の施工を担当する課等の長をいう。
- (10) 予算所管課長 工事の予算を所管する課等の長をいう。

(対象工事)

第3条 融資制度に係る債権の譲渡を承諾できる工事（以下「対象工事」という。）は、香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱（平成18年香取市告示第117号）及び工事請負契約書に基づき、前払金（第2号ただし書及び第3号ただし書に規定する工事にあつては、最終年度の工事に係る前払金）の支払を行った工事とする。ただし、次に定める工事は対象工事としないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（ただし、最終年度の工事であつて年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (3) 継続費を設定した工事（ただし、最終年度の工事であつて年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (4) 繰越工事及び繰越しが見込まれる工事（ただし、前年度からの繰越工事であつて年度内に終了見込みの工事又は債権譲渡の承諾申請時点において、翌年度に工期末を迎え、かつ残工期が1

年未満である工事を除く。)

(5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(6) 市が役務的保証を必要とする工事

(7) 前各号に掲げるもののほか、受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

2 債権譲渡の承諾は、1 請負契約について1回とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権の譲渡人(以下「債権譲渡人」という。)は、融資制度を利用しようとする受注者とする。

2 債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、融資制度を行うために一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)の債務保証を受けた者とする。

(債権譲渡の範囲)

第5条 譲渡される債権は、当該対象工事が完成した場合における香取市建設工事検査要綱(平成18年香取市訓令第45号。以下「検査要綱」という。)第4条第3号及び工事請負契約書第32条第2項に規定する完成検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、検査要綱第4条第2号ただし書及び工事請負契約書第51条第1項に規定する出来形部分の検査(出来形(打切り精算)検査)に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 前項の場合において、次条第3号に規定する債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

4 第2項の場合において、債権譲渡人は債権譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人及び債権譲受人が共同して次に掲げる書類(以下「債権譲渡承諾申請書類」という。)を持参により工事担当課長に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(別記第1号様式) 1部

(2) 工事履行報告書(別記第2号様式) 1部

(3) 市の承諾を得ることを停止条件とし、別記第3号様式に準拠した債権譲渡人及び債権譲受人の締結済の債権譲渡契約証書の写し 1部

(4) 発効日から3箇月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡について承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書類 1部

2 前項第4号に規定する印鑑証明書について、債権譲渡承諾申請書類を受領した日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が市に既に提出されている場合は、当該印鑑証明書の提出を省略できるものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第7条 債権譲渡の承諾は、当該対象工事の出来高（第3条第1項第2号ただし書及び第3号ただし書に規定する工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高。以下同じ。）が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たつての当該対象工事の出来高の確認については、工事履行報告書によるものとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第8条 債権譲渡は、別表の債権譲渡承諾基準の各項目全てが適正であると認められる場合に承諾するものとする。

（債権譲渡の承諾手続）

第9条 工事担当課長は、第6条の規定による債権譲渡の承諾申請があつたときは、別表の各項目を確認し、当該確認結果を別表に記載して債権譲渡承諾申請書類とともに契約担当部長に提出するものとする。

2 契約担当部長は、前項の規定による確認結果が別表の全ての項目において適正であり、当該確認結果を妥当と認める場合は、債権譲渡を承諾するものとする。

3 契約担当部長は、前項の規定により債権譲渡を承諾するときは、債権譲渡承諾書（別記第4号様式）3部を作成し、債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1部を交付するとともに、他の1部を工事担当課長に送付する。ただし、工事担当課長が予算所管課長と異なる場合は、債権譲渡承諾書1部を予算所管課長に送付し、当該債権譲渡承諾書の写しを工事担当課長に送付する。

4 契約担当課長は、債権譲渡整理簿（別記第5号様式）により、債権譲渡の承諾申請及び承諾状況の管理を行うものとし、債権譲渡整理簿とともに債権譲渡承諾申請書類及び債権譲渡承諾書の写しを保管する。

（債権譲渡の不承諾）

第10条 契約担当部長は、債権譲渡の承諾申請に係る工事が第3条に規定する対象工事に該当しない場合又は別表による債権譲渡承諾申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、債権譲渡を承諾しないものとする。

2 前項の場合において、契約担当部長は、速やかに債権譲渡人及び債権譲受人それぞれに対し債権譲渡不承諾通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 契約担当課長は、前2項の規定による債権譲渡の不承諾について、債権譲渡整理簿に記載するものとする。

（出来高確認）

第11条 融資制度における債権譲渡契約の締結又は融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項の規定による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（別記第7号様式）を工事担当課長に対して提出するものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定による工事出来高確認協力依頼書の提出があつた場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第9条第2項及び第3項の規定による債権譲渡の承諾（以下「債権譲渡承諾」という。）後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、契約担当部長に融資実行報告書（別記第8号様式）を提出するものとする。

2 債権譲渡人は、融資制度に基づき金融機関から当該対象工事の未完成部分に係る融資を受けるた

め、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを契約担当部長に提出するものとする。

3 契約担当部長は、前2項に規定する書類（以下「融資実行報告書等」という。）を受領したときは、受領した融資実行報告書等の写しを工事担当課長（工事担当課長が予算所管課長と異なる場合は、工事担当課長及び予算所管課長）に送付するものとする。

4 契約担当課長は、受領した融資実行報告書等を債権譲渡整理簿とともに保管するものとする。

5 市長は、融資実行報告書の受領があった場合は、以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

（工事請負代金等の請求）

第13条 債権譲渡人は、債権譲渡承諾後は当該対象工事に係る工事請負代金（中間前払金及び部分払金を含む。）の請求をすることができないものとする。

2 債権譲受人は、債権譲渡承諾後は当該対象工事に係る中間前払金及び部分払金の請求をすることができないものとする。

3 債権譲受人は、検査要綱及び請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を請求することができる。

4 債権譲受人は、前項の規定により工事請負代金の支払を請求するときは、工事請負代金請求書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

5 工事担当課長（工事担当課長が予算所管課長と異なる場合にあっては、予算所管課長）は、前項の工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第5条に規定する債権譲渡の範囲及び債権譲渡承諾書に記載されている債権金額（債権譲渡承諾後に請負代金額の増減があった場合は、変更後の債権金額）と一致していることを確認するものとする。

（不正時の対応）

第14条 融資制度の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、受注者又は債権譲受人が融資制度に関し不正を行ったと認めるときは、市長は、当該不正を行った受注者又は債権譲受人を第4条の規定にかかわらず、債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 受注者又は債権譲受人が市に提出した書面が明らかに内容の虚偽、偽造又は改ざんがなされた不正なものであったときは、市長は、融資制度の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金及び捜査機関にその事実を通報するものとする。

（電子記録債権を活用したスキームに係る特則）

第15条 融資制度に係る債権譲渡の事務取扱のうち、電子記録債権を活用したスキームに係る事務取扱については、第12条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（1）債権譲渡人及び債権譲受人は、第9条第2項及び第3項の規定による債権譲渡の承諾後、債権譲受人を債務者とし、債権譲渡人を債権者とする電子記録債権を発行させ、債権譲渡人がこれを受け取った場合には、速やかに連署にて、契約担当部長に債権譲渡実行報告書（別記第10号様式）を提出するものとする。

（2）契約担当部長は、前項に規定する債権譲渡実行報告書を受領したときは、受領した債権譲渡実行報告書の写しを工事担当課長（工事担当課長が予算所管課長と異なる場合は、工事担当課長及び予算所管課長）に送付するものとする。

（3）契約担当課長は、受領した債権譲渡実行報告書を債権譲渡整理簿とともに保管するものとする。

（4）市長は、債権譲渡実行報告書の受領があった場合は、以後の工事請負代金の支払を債権譲受

人が指定した口座に行うものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、国土交通省通達が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。

附 則（平成30年9月5日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年5月18日告示第118号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日告示第165号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第8条）

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾基準（確認表）

年 月 日		工事担当課長		
		申請書類受領日	年 月 日	
工事名		受注者 (債権譲渡人)		
工事場所		債権譲受人		
請負代金額	円	工期	自 年 月 日 至 年 月 日	
債権譲渡額	円	前払金額 中間前払金額 既部分払金額		円 円 円
承諾基準確認項目				確認欄
1 債権譲渡の対象工事				
(1) 前払金を受けている工事である。				
(2) 第3条第1項各号に該当する工事ではない。				
(3) 受注者（債権譲渡人）は中小・中堅元請建設業者に該当する。				
2 債権譲渡承諾申請書類				
(1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）				
①債権譲渡承諾依頼書が指定の様式で提出された。				
②債権譲受人は振興基金から債務保証を受けられる団体である。				
③工事名、工事場所、工期、請負代金額、前払金額、中間前払金額、部分払金額、債権譲渡額等が正しく記載されている。				
④債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と合致する。				
(2) 工事履行報告書（第2号様式）				
①工事履行報告書が指定の様式で提出された。				
②工事進捗率が2分の1以上である。				
(3) 債権譲渡契約証書の写し				
①債権譲渡契約証書は、第3号様式に準拠している。				

	②内容が債権譲渡承諾依頼書と合致する。	
	③債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と合致する。	
	(4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書	
	債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書は債権譲渡承諾申請書類を受領した日から3箇月以内に発行されたものである。(又は債権譲渡承諾申請書類を受領した日から3箇月以内に発行された印鑑証明書が市に既に提出されている。)	
	(5) 契約保証に係る保険者又は保証者の承諾書	
	契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡について承諾が義務付けられている場合であって、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書類が提出され、内容が適正である。(又は、保険若しくは保証によって担保されていない工事若しくは承諾が義務付けられていない。)	

備考

- 1 確認者（工事担当課長）は、上表の各承諾基準確認項目の確認欄に確認結果が適正である場合は「○」を、不適当である場合は「×」を記入すること。
- 2 上表2（4）債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書については、既に市に提出された発行から3箇月以内の印鑑証明書がある場合（経営企画部財政課に確認）は、その旨を併せて記入する。記入例：「○ 既提出（債権譲渡人・債権譲受人）」
- 3 上表2（5）契約保証に係る保険者又は保証者の承諾書については、保険若しくは保証によって担保されていない工事又は承諾が義務付けられていない場合は、その旨を併せて記入する。記入例：「○ （保険又は保証によらない事由等を記入）」「○ 承諾の義務付けなし」

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 号）

（その 1）

（地域建設業経営強化融資制度）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

香取市長 様

受注者
（譲渡人） 住所
氏名

実印

（譲受人） 住所
氏名

実印

受注者（以下「甲」という。）が発注者（香取市）に対して有する契約書（香取市と甲との間で締結された 年 月 日付けの建設工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾をいただきますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、発注者（香取市）による承諾以降は請求しません。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4	(1)請負代金額	金	円
	－(2)前払金額	金	円
	－(3)中間前払金額	金	円
	－(4)既部分払金額	金	円
	(5)債権譲渡額	金	円（ 年 月 日現在額）

※建設工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

(その2)

(地域建設業経営強化融資制度)

(電子記録債権を活用したスキーム用)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

香取市長 様

受注者
 (譲渡人) 住所
 氏名
 (譲受人) 住所
 氏名

実印

実印

受注者(以下「甲」という。)が発注者(香取市)に対して有する契約書(香取市と甲との間で締結された 年 月 日付けの建設工事請負契約書)に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますようご依頼申し上げます。

乙においては、本件の譲渡債権に対する買取代金(ただし、一部を除く。)の支払のために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、建設工事請負契約書に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、発注者(香取市)による承諾以降は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円
 - (2)前払金額 金 円
 - (3)中間前払金額 金 円
 - (4)既部分払金額 金 円
 (5)債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在額)

※建設工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

債権譲渡契約証書

_____（以下、甲という。）と_____（以下、乙という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲は乙に対し、甲と香取市（以下、丙という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し将来確定し取得すべき以下の工事請負代金債権（以下、「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5) - (6)） 金 円（ 年 月 日現在額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項（5）及び（7）の金額は、本件工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。この場合において、甲は乙に対して遅滞なく契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、甲は乙に対して遅滞なく契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権移転の条件）

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある債権譲渡承諾書による丙の承諾を得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得たときから効力を生じる。

（担保責任）

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって、異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡すること又は質権を設定することその他の債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うものに限る。）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、「乙の貸金債権」という。）及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。なお、甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合において、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙が貸金債権への弁済の充当及び保障事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合に必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙はその権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第13条 甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住所
氏名 実印

債権譲受人(乙) 住所
氏名 実印

(その2)

(地域建設業経営強化融資制度)

(電子記録債権を活用したスキーム用)

債権譲渡契約証書

_____ (以下、甲という。) と _____ (以下、乙という。) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲は乙に対し、甲と香取市(以下、丙という。)との間で _____ 年 _____ 月 _____ 日に締結した工事請負契約(以下、「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し将来確定し取得すべき以下の工事請負代金債権(以下、「譲渡債権」という。)を、 _____ 年 _____ 月 _____ 日、丙の承諾を得ることを停止条件として譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 工期 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(5) 請負代金額 _____ 金 _____ 円

(6) 既受領金額 _____ 金 _____ 円

(7) 債権譲渡額((5) - (6)) _____ 金 _____ 円(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、本件工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。この場合において、甲は乙に対して遅滞なく契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、甲は乙に対して遅滞なく契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

4 甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金(以下、本件買取代金という)の支払は、乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお、第4条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が、本件買取代金を下回る場合には、その差額の支払を金銭により行うことができるものとする。

5 前項により電子記録債権の債権者となった甲は、速やかに一般財団法人建設業振興基金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

(債権移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある債権譲渡承諾書による丙の承諾を得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得たときから効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって、異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡すること又は質権を設定することその他の債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第1項の清算払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

(電子記録債権払い)

第6条 甲は、本件請負工事の出来高が全体の50%に到達した段階で、本件買取代金のうち電子記録債権による支払(以下、電子記録債権払いという)を乙に対して請求することができる。

2 甲は、電子記録債権払いを請求する場合には、乙に対して、遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の()営業日前までに、乙に対し、本契約別紙()の様式の電子記録債権払い請求書にて下記の事項を含む明細を通知の上、当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

(1) 電子記録債権払いを希望する日

(2) 乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

(3) 既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは、前回の請求の内容(前回の請求時点における出来高を含む)

3 乙は、甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には、速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

4 乙は、前項の規定による査定を踏まえて、当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し、又はこれを承諾しないことができる。

5 乙は、前2項に従って検討した結果、電子記録債権払いを承諾する場合には、乙を発生記録における債務者とし、甲を発生記録における債権者とする電子記録債権(以下の内容を含むものとする)を発生させる。

(1) 支払期日 本件工事請負契約等を踏まえ、乙が決定した日

(2) 債権額 本件工事請負契約及び第1条第1項(7)の債権譲渡額、本条第3項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ、乙が決定した金額

(清算払い)

第7条 乙は、本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には、受領した金額から、前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用(乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のために借入れを行った場合における、当該借入に係る利息その他の負担金を含む)を控除して得た残額を、本件買取代金の最終の支払(以下、清算払いという)として甲に交付する。

2 乙が清算払いを実施することにより、本件買取代金の支払は完了し、甲はその後に譲渡債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求める
ことができない。

(解除)

第9条 次に掲げる事由が発生した場合には、乙は、その選択に従い、本件債権譲渡の全部又は一
部を解除することができるものとする。

(1) 甲が第6条第2項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料(出来高査定に係る
資料を含む)に虚偽の記載があった場合

(2) 甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実か
つ正確でなかったことが判明した場合

(3) 甲について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされ
た場合

(4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 丙が甲に対し、本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞、履行不能、不完全履行、相違、
契約不適合、数量の相違等を理由として、譲渡債権の全部又はその一部に関し、その不成立、無
効、取消、解除又は抗弁を主張した場合

(6) 本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債
権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった
場合

(7) 甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場
合

2 第1項の規定により解除がなされた場合において、当該譲渡債権について既に行われた電子記
録債権払いがあるときは、甲は乙に対し、当該電子記録債権払いに係る電子記録債権の支払期日
の前日までに、その債権額全額(ただし、一部解除の場合には、かかる債権額全額と、解除に係
る譲渡債権の額のいずれか小さい方の金額)の払戻し及び乙の負担する合理的範囲の一切の費用
を支払うものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所
とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を
所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住 所
氏 名 実印

債権譲受人(乙) 住 所
氏 名 実印

債権譲渡承諾書

年 月 日

（甲） 様

（乙） 様

年 月 日付けで申請のあった、（工事名） 工事（工事場所） に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対応できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の契約不適合責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、本承諾以降請求できないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、請負工事が完成した場合には、建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び建設工事請負契約により発生する発注者（香取市）の請求権に基づく金額を控除した額とする。

建設工事請負契約が解除された場合には、建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び建設工事請負契約により発生する違約金等の発注者（香取市）の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、次の(1)請負代金額及び(5)債権譲渡額の金額は変更後の金額とする。

(1)請負代金額	金	円
－(2)前払金額	金	円
－(3)中間前払金額	金	円
－(4)既部分払金額	金	円
(5)債権譲渡額	金	円（ 年 月 日現在額）

2 甲及び乙は、本承諾後、発注者（香取市）に対し融資実行報告書（第8号様式）を提出すること。

- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡すること又は質権を設定することその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者（香取市）は関与しないものとする。

香取市長



確定日付印欄（承諾番号）

(その2)

(地域建設業経営強化融資制度)

(電子記録債権を活用したスキーム用)

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

年 月 日付けで申請のあった、(工事名) 工事(工事場所) に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対応できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の契約不適合責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払金は、本承諾以降請求できないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、請負工事が完成した場合には、建設工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び建設工事請負契約により発生する発注者(香取市)の請求権に基づく金額を控除した額とする。

建設工事請負契約が解除された場合には、建設工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び建設工事請負契約により発生する違約金等の発注者(香取市)の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、次の(1)請負代金額及び(5)債権譲渡額の金額は変更後の金額とする。

(1)請負代金額	金	円
－(2)前払金額	金	円
－(3)中間前払金額	金	円
－(4)既部分払金額	金	円
(5)債権譲渡額	金	円(年 月 日現在額)

2 甲及び乙は、本承諾後、本件の譲渡債権に対する買取代金の支払のために、乙を発生記録の債務

者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させた場合には、速やかに連署にて発注者（香取市）に債権譲渡実行報告書（第10号様式）を提出すること。

- 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡すること又は質権を設定することその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

香取市長



確定日付印欄（承諾番号）

第5号様式（第9条第4項）

債権譲渡整理簿

（地域建設業経営強化融資制度）

契約担当課
年度 No. _____

承諾番号	申請年月日	承諾年月日	不承諾年月日	工 事 名 工 事 場 所	工事担当課 (予算所管課)	受 注 者 (債権譲渡人)	請負代金額(千円)		承諾譲渡額(千円)		債権譲受人
							当 初	変 更	当 初	変 更	

（地域建設業経営強化融資制度）

第 号
年 月 日

債権譲渡不承諾通知書

（譲渡人）（甲） 様
（譲受人）（乙） 様

香取市長 印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、
下記2記載の理由により承諾できません。

記

- 1 （1）工事名
- （2）工事場所
- （3）契約締結日 年 月 日
- 2 承諾しない理由

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

香取市長 様

(債権譲受人) 住所
氏名

下記工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場への立入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 受注者 (債権譲渡人)
- 4 現場立入り希望日時 年 月 日 時 分から
- 5 連絡先 電話番号
担当者氏名

融資実行報告書

年 月 日

香取市長 様

受注者
 (甲) (譲渡人) 住所 氏名 実印
 (乙) (譲受人) 住所 氏名 実印

甲が香取市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振り込みください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 4. (1) 請負代金額 金 円
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額 金 円
- (4) 既部分払金額 金 円
- (5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在額)

※請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

[承認番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名、支店名
- 2 預金種別、口座番号
- 3 口座名義 (フリガナ)

工事請負代金請求書

年 月 日

香取市長 様

（債権譲受人） 住所
氏名 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり
請求します。

記

一 請求金額

金 _____ 円

ただし、(工事名) _____ 工事 (工事場所) _____ の代金

(内訳)

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | _____ 円 |
| (2) 前払金受領済額 | _____ 円 |
| (3) 中間前払金受領済額 | _____ 円 |
| (4) 部分払金受領済額 | _____ 円 |
| (5) 履行遅延の場合における損害金等 | _____ 円 |
| (6) 今回請求額 | _____ 円 |

二 支払口座等

- 振込希望金融機関名、支店名
- 預金の種別、口座番号
- 口座名義
(フリガナ)
- 請求者の連絡先
住所
電話
FAX

債権譲渡実行報告書

年 月 日

香取市長 様

受注者		
(甲) (譲渡人)	住所 氏名	実印
(乙) (譲受人)	住所 氏名	実印

甲が香取市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該債権譲渡を約する契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、当該譲渡債権の対価としての買取代金の支払について、乙を債務者とし、甲を債権者とする電子記録債権を発生させ、甲はこれを受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振り込みください。

なお、本件債権譲渡に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期

自	年	月	日
至	年	月	日
- 4 (1) 請負代金額 金 円
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額 金 円
- (4) 既部分払金額 金 円
- (5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在額)

※請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

[承認番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名、支店名
- 2 預金種別、口座番号
- 3 口座名義
(フリガナ)